

## [事案 2021-188] 新契約無効請求

・令和4年6月9日 和解成立

### <事案の概要>

募集人の誤説明があったことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成31年4月に契約した低解約返戻金型終身保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) iDeCo のように払込保険料の全額が税金の控除対象となる保険を求めて契約したが、実際の契約内容は異なっていた。
- (2) 毎月の保険料はいつでも減額できて、それによって損をすることはないと説明を受けた。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約時、申立人から iDeCo に関する話はされていない。
- (2) 募集人は、設計書や重要事項説明書にもとづき、早期解約の場合は解約返戻金が既払込保険料を下回ることなどを説明しており、減額時に損をすることはないという説明は行っていない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 契約時、申立人が iDeCo という名称を告げたかどうかは争いがあるが、税金の控除について募集人に質問していることには争いがなく、このような場合、申立人がどのような税金の控除を求めているのか十分把握する必要があるが、本件では募集人はこれを怠り、自分の推奨する商品のみを紹介し、結果的に申立人の意向を無視した契約がなされている。このような募集人の意向把握義務を軽視した募集態度は看過しがたい。
- (2) 募集人は、「申立人が予想以上の保険料での契約を希望して驚いた。」と事情聴取で陳述しているが、保険料の継続した支払いに不安があるような事情がある場合は、契約中に保険金額を減額することでどの程度の不利益があるのか、契約のしおりや設計書を用いて具体的かつ丁寧に説明することが望ましい。